

入院診療費の窓口支払について

平成19年4月から保険者に限度額適用の認定申請を行い認定証を交付された

70歳未満の入院患者さんにおいて医療費の会計窓口支払いが自己負担限度額となります。

まずは、認定証の申請が必要です。

【申請窓口】

1. 国民健康保険の場合・・・各市町村の保険窓口

※申請されても認定証を発行できない場合がありますので詳しくは上記へお問い合わせください。

2. 社会保険の場合・・・会社の保険担当又は社会保険事務所

↓
複数月入院の患者さんは再申請も必要となります。

次に、認定証を窓口にご提示ください。

【制度の概要】 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額

一 般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 >
上位所得者※	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% < 83,400円 >
住民税非課税	35,400円 < 24,600円 >

※基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の人。

又は月収（標準報酬月額）53万円以上の人など。

<>内は、1年間で4回目以降の高額医療費の場合の自己負担限度額。

なお、食事負担は上記には医療費には含まれず、従来通りお支払いください。